

橘小学校等複合化整備事業
入札説明書

令和6年6月

名古屋市

目次

第1 入札説明書の定義	1
第2 本事業の概要	2
1 事業名称	2
2 事業の対象となる公共施設等の種類.....	2
3 公共施設等の管理者	2
4 事業の背景及び目的	2
5 事業の経緯及びねらい	2
第3 公共施設等の立地条件及び規模並びに配置	5
1 立地に関する事項.....	5
2 施設要件等に関する事項.....	5
(1) 既存施設の概要	5
(2) 新設施設の概要	5
3 土地に関する事項.....	6
4 事業範囲	6
(1) 統括管理業務	6
(2) 設計業務	6
(3) 新設施設の建設業務	6
(4) 既存施設の解体・撤去等業務.....	6
(5) 工事監理業務	7
5 事業方式	7
6 事業期間	7
7 事業スケジュール.....	7
8 事業に必要な根拠法令等.....	7
第4 応募に関する事項等	8
1 応募者の参加資格要件等.....	8
(1) 応募者の構成員	8
(2) 応募者の構成等	8
(3) 応募者の参加要件等	9
(4) 各業務にあたる者の参加資格要件	10
(5) 参加資格要件を欠いた場合の措置及び応募者の構成員の変更	11
2 応募に係る留意事項等	11

(1) 入札説明書等の承諾	11
(2) 費用負担	11
(3) 提出書類の取扱い	12
(4) 市からの提供資料の取扱い	12
(5) 虚偽の記載をした場合	12
(6) 使用言語及び単位	12
3 予定価格	12
4 入札価格等に係る消費税等の取扱い	13
第5 事業者の選定及び選定の手順	14
1 事業者の募集及び選定の方法	14
2 選定の手順及びスケジュール（予定）	14
3 応募手続き等	14
(1) 入札公告、入札説明書等の公表・交付	14
(2) 閲覧・貸与資料の交付	14
(3) 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表	15
(4) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）	15
(5) 資格審査結果の通知	16
(6) 官民対話の実施	16
(7) 入札の辞退	16
(8) 入札書及び事業提案書の受付	16
(9) 開札日時及び開札場所	17
(10) 入札の取り止め	17
(11) 入札の無効	18
第6 落札者の決定等	19
1 審査に関する基本的な考え方	19
2 評価体制	19
3 審査手順	19
(1) 資格審査	19
(2) 提案審査	19
4 提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施	20
5 落札者の決定・公表	20
6 事業者の選定	21
7 事業の取消し	21
第7 契約に関する基本的な考え方	22

1 設計・工事請負契約の締結	22
2 市会の議決等	22
3 契約保証金の納付	22
第8 事業実施に関する事項	23
1 保険	23
2 リスク分担の考え方	23
3 誠実な業務遂行義務	23
4 資格者の配置	23
5 モニタリングに関する事項	23
(1) モニタリングの目的・実施時期・実施方法	23
(2) モニタリングの費用の負担	23
(3) モニタリングの結果に対する措置	23
6 その他事業実施に際して必要な事項	24
(1) 係争事由に係る基本的な考え方	24
(2) 管轄裁判所の指定	24
7 本事業の継続が困難となった場合の措置	24
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	24
(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	24
(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合	24
第9 提出書類	25
1 入札参加資格審査前に入札手続きに関する提出書類	25
2 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類	25
(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	25
(2) 入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類	26
3 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類	26
4 入札時の提出書類	26
第10 その他	27
1 情報の提供	27
2 設計・工事請負契約に違反した場合の取扱い	27
3 問合せ先	27

【別紙一覧】

別紙 1	事業予定地
別紙 2	橘小学校等複合化整備事業共同企業体取扱要領

【様式一覧】

様式 1-1	閲覧・貸与資料交付申込書
様式 1-2	秘密保持誓約書
様式 1-3	閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書
様式 1-4	入札説明書等に関する質問書
様式 1-5	官民対話参加申込書

【用語の定義】

用語	定義
本事業	橘小学校等複合化整備事業をいう。
市	名古屋市をいう。
事業者	本事業について、市と設計・工事請負契約を締結し、実施する者をいう。
新設施設	橘小学校等複合施設をいう。詳細は、要求水準書による。
既存施設	既存の名古屋市立橘小学校（サブグラウンドを含む。）の校舎その他建築物等をいう。名古屋市中生涯学習センター、名古屋市前津福祉会館及び名古屋市前津児童館は含まない。詳細は、要求水準書による。
本施設	新設施設及び既存施設の全てをいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表した書類一式をいう。具体的には、実施方針及び要求水準書案（別紙を含む。）を示す。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約仮契約書（案）等並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する回答を示した書面の全てをいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、受付締切日までに提出される書類及び図書、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
モニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満足しているか、市が監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満足しているか、自ら監視・確認する行為をいう。
建物駐車場	建物の敷地外構に整備する駐車場をいう。
平面駐車場	名古屋市立橘小学校のサブグラウンドに整備する駐車場をいう。
応募者	施設の設計、建設、工事監理の能力を有し、本事業に参加する複数の企業によって構成される共同企業体をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	総合評価委員会議から入札参加者の事業提案書等の評価に関する意見を受けて、市と設計・工事請負契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。

構成員	応募者を構成する企業をいう。
代表企業	応募者を構成する企業のうち、応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する者をいう。
総合評価委員	事業者の選定において総合評価落札方式による入札を実施するにあたり、中立、公平かつ公正な評価を行うため、学識経験を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから名古屋市長が選任する橘小学校等複合化整備事業者総合評価委員をいう。
総合評価委員会議	事業者の選定に関し、総合評価委員の意見を聴取することを目的として開催する会議をいう。

第1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、「橘小学校等複合化整備事業」を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、市公式ウェブサイトでの公表をもって代えることとする。本事業の基本的な考え方については、実施方針等と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針等に関する質問回答、意見及び提案を反映している。従って、応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、次の別添書類は、本入札説明書と一体のものとする。

- ・「橘小学校等複合化整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）
- ・「橘小学校等複合化整備事業 設計・工事請負契約仮契約書（案）」（以下「設計・工事請負契約仮契約書（案）」という。）
- ・「橘小学校等複合化整備事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
- ・「橘小学校等複合化整備事業 様式集」（以下「様式集」という。）

なお、入札説明書等、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に記載する内容を優先するものとし、これらを含め詳細な書類間の優先順位については、設計・工事請負契約仮契約書（案）のとおりとする。

第2 本事業の概要

1 事業名称

橘小学校等複合化整備事業

2 事業の対象となる公共施設等の種類

小学校、生涯学習センター、老人福祉センター（福祉会館）、児童厚生施設（児童館）

3 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

4 事業の背景及び目的

名古屋市中区に立地する名古屋市立橘小学校（以下「橘小学校」という。）は、敷地が狭く、児童数に比して運動場が狭小であること、また、避難所となる体育館が3階にあり、障害者や高齢者の避難に支障があること等の課題があり、地域から子どもたちの教育環境の改善や防災機能の強化に関する要望が出されていた。また、周辺にある中生涯学習センター、前津福祉会館及び前津児童館（以下「市民利用施設」という。）は、いずれも建築から40年以上が経過しており、大規模な整備を検討する時期にきている。

こうした中、市で初めての学校施設と他の公共施設との複合施設として、橘小学校と市民利用施設を複合化して整備し、橘小学校の教育環境の改善を図るとともに、市民利用施設における市民サービスの向上を図ることとした。

そこで、本事業は橘小学校の敷地内において、橘小学校と市民利用施設の複合施設（以下「橘小学校等複合施設」という。）の整備を行うことを目的とする。

さらに、本事業を効果的・効率的に実施するため、民間の能力を活用し、公共サービスの水準の向上を図る。

5 事業の経緯及びねらい

本事業の実現に向けて、令和3年度に学校関係者、学区関係者及び複合化する施設関係者によるワークショップを開催し、そこでの意見、アイデア等を踏まえ、「橘小学校等複合化整備構想」（以下「整備構想」という。）を策定した。その後も引き続き関係者との間で施設整備の考え方をより具体的に検討し、令和4年度に「橘小学校等複合化整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定するに至った。

さらに、本事業の中心施設である学校に関して、市教育委員会は令和5年度に、市の全ての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、市の学びの基本的な考えを示す「ナゴヤ学びのコンパス」を策定した。そこでは、子どもの「ゆるやかな協働性の中で 自律して学び続ける」姿を目指している。

本事業は、こうした市民との協働で整備構想や整備計画を積み上げてきた経緯や「ナゴヤ学びのコンパス」の理念を尊重しつつ、民間の能力や創意工夫によって、橘小学校等複合施設を「様々な世代の人々がふれあう、学びあう、つながりあう、新たな地域コミュニティの拠点」として整備することを期待するものである。

【整備の基本的な考え方】

新施設は、次に掲げる基本理念と整備コンセプト、これらを実現するためのキーワードに基づき、安全・安心で質の高い教育環境の実現を図るとともに、乳幼児から中高生期に至る子どもたちの育ちや、子どもから高齢者に至る幅広い世代の学びや福祉に資する施設として整備する。また、避難所としての防災機能の強化を図る。

〔基本理念〕

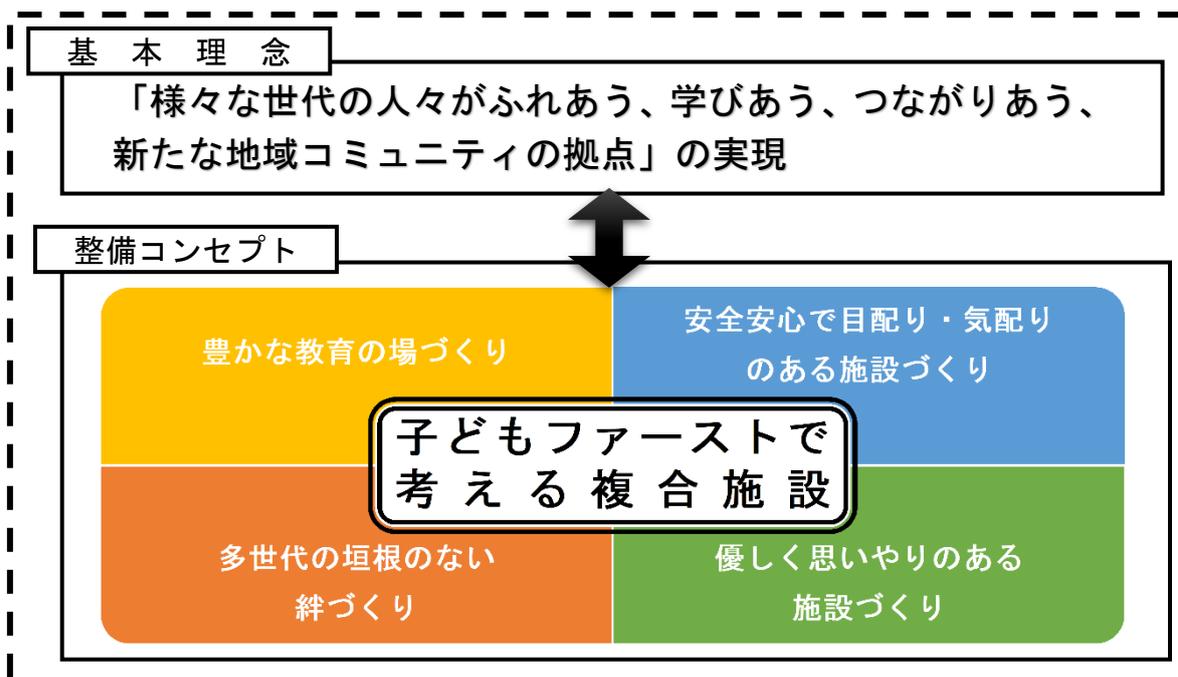
「様々な世代の人々がふれあう、学びあう、つながりあう、新たな地域コミュニティの拠点」の実現

〔整備コンセプト〕

子どもファーストで考える複合施設

〔基本理念と整備コンセプトを実現するためのキーワード〕

- ・豊かな教育の場づくり
- ・多世代の垣根のない絆づくり
- ・安全安心で目配り・気配りのある施設づくり
- ・優しく思いやりのある施設づくり



【整備方針】

「名古屋市公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の類似・重複する機能（部屋）について、利用実態を踏まえ、共有・統合の検討を行うなど、機能重視の視点で進めるとともに、学校と各施設の単なる合築ではなく、市民目線・利用者目線に立った効率的で一体的な運営・管理をめざすことなど、ソフト面の工夫をすることにより、市民サービスの向上をめざす。

その他、将来の児童数の増減や社会的ニーズの変化などに柔軟に対応できるよう、スケルトン・インフィル方式の採用など、将来の用途転用を行いやすくするような柔軟な設計、整備手法の導入を検討する。また、各機能の配置、動線等は、子どもファーストで考える。

〔施設共通〕

- 人々がふれあい、絆が深まる、優しく思いやりのある施設づくり
- 安全・安心な施設づくり
- 周辺環境に配慮した施設づくり
- 脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な施設づくり

〔学校〕

全ての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、市の学びの基本的な考え方を示した「ナゴヤ学びのコンパス」（令和5年9月策定）に基づき、学校が子ども中心の学びに取り組むことができる施設づくり

- 行きたくなる学校づくり
- 子どもたち一人ひとりの個性に応じた多様で質の高い学びが促進される学校づくり
- 交流や学びあいを通じ、様々な発見や体験ができる学校づくり
- 安全・安心な学校づくり
- 子どもたちに豊かな放課後を提供する学校づくり

〔生涯学習センター〕

誰一人取り残すことのない社会的包摂の実現や、地域コミュニティづくりを目指し、さまざまな世代が集い、学ぶ、生涯学習の機会と場を提供する生涯学習センターづくり

- 質の高い学びが保障され、多様な学習ニーズに応える学びの場づくり
- 新たな交流により創出された学びを活用できる場づくり
- 誰もが気軽に生涯にわたる学びやスポーツ・レクリエーションを楽しめる施設づくり
- 誰もが気軽に生涯学習に親しむことができる施設づくり

〔福祉会館〕

高齢者が新しい趣味づくりや、仲間づくりといったシニアライフを充実させ、好きな時に気軽に来て、自由に過ごしたくなる福祉会館づくり

- 気軽に立ち寄ることができる、出かけたくなるような福祉会館づくり
- 新しい魅力にあふれる福祉会館づくり
- 様々な世代とふれあうことで、生きがいを持てる福祉会館づくり
- 利用者に優しく思いやりのある福祉会館づくり

〔児童館〕

乳幼児期から中高生世代までの全ての子どもが魅力を感じられる児童館づくり

- 子どもが自ら利用したくなり、自由にのびのびと遊べる児童館づくり
- 中高生世代にとって居場所としての魅力があふれる児童館づくり
- 様々な体験や交流を生みだし、子どもが自身で成長していく児童館づくり
- 子どもが抱える悩み等に気づき、適切な対応をしていける児童館づくり
- すべての利用者が安全・安心で快適に過ごせる環境整備

第3 公共施設等の立地条件及び規模並びに配置

1 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「別紙 1 事業予定地」の「1 立地」に示す。

2 施設要件等に関する事項

(1) 既存施設の概要

「別紙 1 事業予定地」の「2 既存施設概要」に示す。

(2) 新設施設の概要

建物	敷地面積	5,627.99 m ²
	延床面積	約 10,000 m ² (10,740 m ² 以下) (プレイヤード、建物駐車場、車寄せ、駐輪場を除く。)
	配置	橘小学校等複合化整備計画(令和5年3月)の平面計画案及び要求水準書の「別紙13機能相関図」を参考とし、事業者提案による。
	構造	事業者提案による。
	階数	地上5階以下
	小学校施設	普通教室：15室(特別支援学級の教室を含む。) 特別教室：理科室、家庭科室、音楽室、図工室、メディアルーム、特別活動室等 多目的室、職員室、給食調理場等 トワイライトスクールのプレイルーム等 プレイヤード
	市民利用施設	生涯学習センター・福祉会館 集会室：8室 健康相談室：1室(福祉会館専用) 児童館 体育室(ホール)(天井高5.5m以上)、遊戯室、クラブ室、乳幼児室、留守家庭児童クラブ室、児童館図書室、ボランティア室：各1室 便所(専用) 交流ホール：1室 事務室等
	体育館	小学校用、生涯学習センター用：各1室
	建物駐車場等	身障者用駐車場：4台以上 学校給食用物資搬入車用駐車スペース：1台分 学校緊急用駐車スペース：1又は2台分 車寄せ：事業者提案により2台分以上 駐輪場・バイク置場：事業者提案による。
平面駐車場	敷地面積	1,197.46 m ²
	駐車場	35台以上

3 土地に関する事項

本事業の対象地における、都市計画等に係る基本条件については、「別紙1 事業予定地」の「3 敷地概要」に示す。

4 事業範囲

事業者が実施する業務は、次に掲げるものとし、各業務の詳細は要求水準書等において示す。

(1) 統括管理業務

ア 統括マネジメント業務

(2) 設計業務

- ア 事前調査及びその関連業務
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 各種関係機関との調整業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ 障害者団体等へのヒアリング等実施業務
- カ その他設計業務において必要な業務

(3) 新施設の建設業務

- ア 建設工事着手前業務
- イ 建設業務及びその関連業務
- ウ 完工後業務
- エ 什器・備品等設置業務
- オ 施設の引渡し業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク 障害者団体等へのヒアリング等実施業務
- ケ その他建設業務において必要な業務

(4) 既存施設の解体・撤去等業務

- ア 解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務
- イ 解体・撤去に係る設計業務
- ウ 解体・撤去に係る工事着手前業務
- エ 解体・撤去工事業務及びその関連業務
- オ 完工後業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク その他解体・撤去等業務において必要な業務

(5) 工事監理業務

- ア 工事監理業務
- イ 工事監理状況の報告業務
- ウ 各種関係機関との調整への協力業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ その他工事監理業務において必要な業務

5 事業方式

事業者の創意工夫や優れたノウハウの活用、設計及び工事の責任の一元化、事業期間の短縮、工事品質の確保等を図ることを目的として、本事業は設計・施工一括発注方式にて実施する。

6 事業期間

設計・工事請負契約締結日から令和11年1月31日までとする。

7 事業スケジュール

次のとおりとする。

なお、事業提案書で②建設期間を短縮し、③引渡日をこれよりも早めた場合は、その期間とする。また、新設施設の建設業務及び既存施設の解体・撤去等業務の着手は、令和8年4月1日以降とする。

事業期間	契約締結日 ～ 令和11年1月31日
①設計期間	契約締結日 ～
②建設期間 既存施設の解体・撤去等 新設施設の建設	令和8年4月1日 ～ 令和11年1月31日
③引渡日	令和11年2月1日

8 事業に必要な根拠法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、要求水準書「別紙 02 遵守すべき法令等」に記載の法令等をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

第4 応募に関する事項等

1 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成員

応募者は、参加表明書の提出時より前に共同企業体を結成し、各業務を担う構成員の企業名及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。なお、結成する共同企業体の結成方法は、「別紙 2 橘小学校等複合化整備事業共同企業体取扱要領」に準拠するものとし、「第1号様式 橘小学校等複合化整備事業共同企業体協定書（分担実施方式）」又は「第2号様式 橘小学校等複合化整備事業共同企業体協定書（分担共同実施方式）」に必要事項を記入し、その他必要書類を添付の上、提出すること。

(2) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、次のとおりとする。

(ア) 本施設の設計業務を行う企業

(イ) 新設施設の建設業務及び既存施設の解体・撤去等業務のうち施工に係る業務（以下「施工業務」という。）を行う企業

(ウ) 本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の6の規定に基づき配置するものとする。）

イ 複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、施工業務と工事監理業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ施工業務と工事監理業務を担当することはできない。

ウ 応募者の構成員が、他の応募者の構成員として入札に参加することはできないものとする。また、応募者の構成員のいずれかと資本面又は人事面において関連がある者が、他の応募者の構成員でないこととする。

エ 応募者は、構成員の中から代表企業を定めることとし、代表企業が手続き及び統括管理業務を行うこととする。

オ イ及びウにおける「資本面又は人事面において関連がある」とは、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の代表社員及び業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 組合（民法（明治 29 年法律第 89 号）667 条における組合契約となる団体をいい、共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 応募者の参加要件等

応募者の構成員となる企業は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期日において、次の要件を満たすこと。

なお、競争入札参加資格の確認基準日以降、落札者決定までに競争入札参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないものとして失格とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

カ 会社更生法第 17 条の規定による再生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。）がなされていない者であること。

キ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。

ケ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する

法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとする者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

コ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成 20 年 1 月 29 日付け 19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

サ 次に示す者及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
なお、「資本面又は人事面において関連がある」とは、（2）オと同じである。

（ア）総合評価委員会議の総合評価委員又は当該委員が属する企業

（イ）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（東京都港区虎ノ門 5-11-2）

（ウ）株式会社日建設計総合研究所（東京都千代田区飯田橋 2-18-3）

（エ）株式会社柳澤設計事務所（名古屋市北区清水 4-12-15）

（オ）渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（東京都千代田区内幸町 2-2-2）

（4）各業務にあたる者の参加資格要件

構成員のうち、設計業務、施工業務、工事監理業務の各業務等にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

ア 設計業務を行う企業

設計業務を複数の者で実施する場合は、（ア）から（ウ）までは全ての者が満たし、

（エ）は 1 者以上が満たすこと。なお、（エ）を満たす者が 1 者の場合、当該者が主として設計業務を実施すること。

（ア）令和 5・6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

（イ）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、管理技術者（設計）として同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有し、設計業務を行う企業と 3 か月以上の恒常的な雇用関係がある者を配置できること。

（ウ）（イ）のほか、配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。

（エ）平成 21 年度以降に元請として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）の新築又は増築工事（当該工事の対象建築物の延べ面積（複合施設にあっては学校部分の延べ面積）が 3,500 m²以上であるもの）に係る設計の実績を有する者であること。

イ 施工業務を行う企業

施工業務を複数の者で実施する場合は、(ア) から (ウ) までは全ての者が満たし、(エ) は1者以上が満たすこと。なお、(エ) を満たす者が1者の場合、当該者が主として施工業務を実施すること。

(ア) 令和5・6年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事A等級」の認定を本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに受けている者（共同企業体でAランクの企業を除く。）であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。このうち監理技術者は、施工業務にあたる企業と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

(エ) 平成21年度以降に元請として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の施設の新築又は増築工事（当該工事の対象建築物の延べ面積が3,500㎡以上であるもの）を施工した実績を有する者であること。

ウ 工事監理業務を行う企業

アに同じ。この場合において、「設計業務」とあるのは「工事監理業務」と、ア(イ)で「管理技術者（設計）」とあるのは「管理技術者（工事監理）」と読み替えるものとする。

(5) 参加資格要件を欠いた場合の措置及び応募者の構成員の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における参加資格要件を欠いた場合の措置及び構成員の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者の構成員が参加資格要件を欠いた場合の措置は、次のとおりである。

代表企業	応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、応募者は失格

イ 応募者の構成員の変更可否は、次のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

2 応募に係る留意事項等

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

(2) 費用負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 事業提案書の取扱い

入札参加者から提出された事業提案書は、返却しないものとする。

イ 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業においての公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

入札参加者が提出した事業提案書は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく行政文書公開請求の対象となる。行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定は、名古屋市情報公開条例等に基づき、市において決定する。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。なお、公開又は非公表の決定に当たっては、市は入札参加者の意見を聴くものとする。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

エ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差替え又は再提出は、市が指示する場合を除き、認めないものとする。

オ 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、書類の追加提出を求めることがある。

(4) 市からの提供資料の取扱い

市が本事業に関して提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(5) 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

(6) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

3 予定価格

金 8,400,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

4 入札価格等に係る消費税等の取扱い

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

第5 事業者の選定及び選定の手順

1 事業者の募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は、平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、調達手続きには地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定は、次の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日程	内容
令和6年6月5日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和6年6月20日	入札説明書等に関する質問受付締切 参加表明の受付締切（資格審査書類の受付）
令和6年6月28日	資格審査結果の通知
令和6年7月12日	入札説明書等に関する質問回答の公表
令和6年7月16日	官民対話の参加申込及び質問受付締切
令和6年7月24日～26日	官民対話の実施
令和6年8月20日	官民対話回答の公表
令和6年9月20日	入札書、事業提案書の受付締切、開札
令和6年11月中旬	事業提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和6年12月上旬	落札者の決定 審査講評の公表
令和6年12月中下旬	仮契約の締結
令和7年3月中旬	契約の締結

3 応募手続き等

(1) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を市公式ウェブサイトにおいて公表・交付する。

(2) 閲覧・貸与資料の交付

「様式1-1 閲覧・貸与資料 交付申込書」及び「様式1-2 秘密保持誓約書」の提出を条件とし、資料の閲覧・貸与を次のとおり行う。閲覧・貸与資料の交付を希望する者は、事前に名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課（第10の3参照）に連絡すること。

なお、実施方針第2の3(3)に基づき閲覧・貸与資料の交付申込を行った者は、再度の提出は不要とし、閲覧・貸与資料の追加があった場合には別途通知する。

【申込方法】

閲覧・貸与資料の交付を希望する者は、「様式1-1 閲覧・貸与資料交付申込書」及び「様式1-2 秘密保持誓約書」を次の「閲覧・貸与資料の交付」に記載する受付期間

及び閲覧・貸与場所に直接又は郵送等にて提出すること。閲覧・貸与資料の交付方法については、提出資料の内容が確認できた者に対して別途通知する。

【閲覧・貸与資料の交付】

受付期間：令和6年6月5日（水）から同年9月20日（金）まで

閲覧・貸与場所：名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課（第10の3参照）

【廃棄・返却】

閲覧・貸与資料の交付を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄又は返却し、「様式1-3 閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書」を令和6年12月27日（金）までに、上記閲覧・貸与場所に直接又は郵送等にて提出すること。

（3）入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

令和6年6月5日（水）から同年6月20日（木）午後5時までの間、名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課（第10の3参照）において、入札説明書等に関する質問を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【橘小学校等複合化整備事業】入札説明書等に関する質問書」と記入すること。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては、回答しない場合がある。

質問の書式については、「様式1-4 入札説明書等に関する質問書」を参照すること。質問に対する回答は、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年7月12日（金）に市公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

【入札説明書等に関する質問受付】

メールアドレス：a3226@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

市公式ウェブサイト：<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000124718.html>

（4）参加表明の受付（資格審査書類の受付）

応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類を提出し、参加資格の有無について、市の確認を受けなければならない。

参加表明書及び資格審査書類などの提出書類は、第9の2(1)を参考とし、別添書類の「様式集」の提案書作成要領に従って提出すること。

【参加表明の受付】

- ・提出期間：令和6年6月5日（水）から同年6月20日（木）（参加資格確認基準日）まで（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ・提出場所：名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課（第10の3参照）
- ・その他：参加表明書及び資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。

持参による場合は、事前に電話で連絡することとする。郵送による場合は、書留郵便とし、令和6年6月20日（木）午後5時までに必着とする。

（5）資格審査結果の通知

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を令和6年6月28日（金）に応募者に通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

（6）官民対話の実施

資格審査通過者を対象に、市は、官民対話を行う予定である。

官民対話は、資格審査通過者（応募者のグループ）単位で実施することとし、1グループあたりの参加人数は10名までとする。

官民対話は、主に、①市の意向（本事業の特性・コンセプト、提案を求めたいポイント等）に対する理解の促進、②本事業において市が要求するサービス水準未達の防止、③官民の役割分担やリスク分担への齟齬の最小化、④それらをもって創意工夫の発揮により優れた提案を求めることを目的として実施する予定である。なお、官民対話の概要及び日程等については、官民対話の参加申込者に対して、別途連絡する。

官民対話の正式な結果（事業者からの質問及びそれに対する市の回答）については、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、民間事業者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

官民対話への参加を希望する資格審査通過者の代表企業は、「様式 1-5 官民対話参加申込書」を官民対話質問事項を記載した上で名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課（第10の3参照）へ提出すること。提出方法の詳細は、様式 1-5 を参照すること。

【官民対話】

- ・開催日時：令和6年7月24日（水）から同年7月26日（金）まで
- ・開催場所：申込締切後に別途案内
- ・参加申込締切：令和6年7月16日（火）午後5時（必着）

（7）入札の辞退

資格審査通過者が入札を辞退する場合は、事業提案書の提出期限日までに、様式集の「様式 3-1 入札辞退届」を名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課（第10の3参照）に提出すること。

（8）入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、第9の4に示す入札時の提出書類を市に提出するものとする。提出は、応募者の代表企業が持参又は郵送により行うこととし、電子メールでは受け付

けない。持参による場合は、事前に名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課（第10の3参照）に連絡すること。入札時に提出する提案書類に関する詳細は、第9の4を参照のこと。

なお、入札保証金は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

【持参による場合】

- ・提出日時：令和6年9月20日（金）午前9時から午前11時まで
- ・提出場所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階）
- ・提出方法：入札書を封筒に入れて封印し、封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、事業提案書とともに提出すること。

【郵送による場合】

- ・到達期限：令和6年9月19日（木）午後5時（必着）
- ・提出場所：名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課（第10の3参照）
- ・提出方法：二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること。

（9）開札日時及び開札場所

- ・開札日時：令和6年9月20日（金）午前11時20分
- ・開札場所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階）
- ・立 会 い：開札は、応募者の代表企業の立会いの下に行う。ただし、応募者の代表企業が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。
なお、開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

（10）入札の取り止め

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、後日、入札に係る不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

(11) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、提出書類（参加表明書、資格審査書類等）に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。

第6 落札者の決定等

1 審査に関する基本的な考え方

総合評価委員会において、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審査の詳細は、落札者決定基準を参照のこと。

また、市は、総合評価委員会での評価結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、市又は総合評価委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して提案内容の確認を行うことがある。

2 評価体制

事業提案書の評価は、総合評価委員が行い、入札参加者に対してヒアリングを行う。

総合評価委員は、次の5名の委員とする。なお、応募者の構成員等が、落札者決定前までに、総合評価委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は、応募者を失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
委員	生田 京子	名城大学理工学部建築学科・教授
委員	加藤 義人	名古屋都市センター・特任アドバイザー 岐阜大学工学部・客員教授
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学・特任教授
委員	花井 文治	日本福祉大学中央福祉専門学校社会福祉士科・専任教員
委員	原田 信之	中部大学教職課程センター・教授

（委員は五十音順、敬称略）

3 審査手順

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。

「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

（1）資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加資格要件等の具備を市において確認し、その結果を各応募者に通知する。

資格審査の結果、参加資格要件等を充足していない応募者は、失格とする。資格審査に係る参加資格要件等は、第4の1を参照のこと。資格審査通過者は、事業提案書を提出することができる。

なお、提案様式等の詳細は、様式集を参照のこと。

（2）提案審査

ア 基礎審査

市は、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書について、基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、入札参

加者に確認の上、失格とする。全ての要件に適合していると確認された入札参加者は、総合評価の対象とする。

なお、基礎審査の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

イ 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の事業提案書に対して、提案内容に関する評価及び入札価格に関する評価を点数化して総合評価を行う。最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定し、その他の順位を決定する。

なお、総合評価の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

4 提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施

事業提案書の審査に当たって、提案内容に関する理解向上を目的として、基礎審査を通過した入札参加者全員に対して、入札参加者によるプレゼンテーションの場を設ける。同時に、提案内容の確認のため、質疑応答をはじめとしたヒアリングを実施する。

- ・実施時期：令和6年11月中旬（予定）
- ・実施内容：後日、日時、場所、実施方法等を、入札参加者の代表企業に連絡する。

5 落札者の決定・公表

市は、総合評価委員会議の評価結果を踏まえ、優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、落札者決定から設計・工事請負契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

ア 落札者における応募各社が不正2事由（※）に該当した場合の措置は、次のとおりである。

構成員	不正2事由に該当した場合に限り、応募者は失格
-----	------------------------

※不正2事由

- ・本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む。）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ・本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む。）贈賄・談合等、著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 落札者における応募各社の変更可否は、次のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

6 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、設計・工事請負契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により設計・工事請負契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

7 事業の取消し

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者又は入札参加者がいない場合には、事業の実施を取り消し、その旨を速やかに市公式ウェブサイト等で公表する。

第7 契約に関する基本的な考え方

1 設計・工事請負契約の締結

市は、落札者と設計・工事請負契約仮契約書（案）に基づき、令和6年12月（予定）に仮契約を、令和7年3月（予定）に本契約を締結するものとする。ただし、市が必要と判断する場合には、仮契約締結前に本事業の契約に関する確認を行う。

なお、設計・工事請負契約の締結に係る落札者の印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする。

また、第6の5により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

2 市会の議決等

市は、落札者と仮契約を締結した後、市会の令和7年2月定例会に設計・工事請負契約の締結に関する議案を上程し、議決を経て、設計・工事請負契約を締結する予定である。

3 契約保証金の納付

事業者は、設計・工事請負契約の締結に当たっては、設計・工事請負契約書に定める契約保証金を納付するものとする。ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合は、この限りでない。

第8 事業実施に関する事項

1 保険

事業者は、要求水準書「別紙 04 事業者が加入すべき保険」に示す要件を満たす保険を付保すること。

2 リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、適正にリスクを分担し、事業に係る総リスクを低減することで、より質の高いサービスの提供を目指すものとする。

事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由があるものは、市が責任を負うものとする。

なお、設計・工事請負契約仮契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

3 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業提案書及び入札説明書等に定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

4 資格者の配置

事業者は、入札説明書等に示す要件を満たす資格取得者を配置すること。

5 モニタリングに関する事項

(1) モニタリングの目的・実施時期・実施方法

ア 市は、要求水準の達成状況等を把握するために、モニタリングを行う。

イ モニタリング実施の具体的な時期及び方法に関しては、要求水準書「別紙 03 モニタリング基本計画書」において示す。なお、実施方法の詳細は、設計・工事請負契約締結後に市と事業者とが協議を行い、決定するものとする。

(2) モニタリングの費用の負担

ア 市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。

イ 事業者は、市が実施するモニタリングに関する人的経費等について、自らの負担により市に協力するものとする。

ウ 事業者のセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担によるものとする。

(3) モニタリングの結果に対する措置

ア モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業提案書及び入札説明書等に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は、設計・工事請負契約書の規定及び要求水準書「別紙 03 モニタリング基本計画書」の定めに従い、事業者に

対して改善勧告を行い、改善計画の提出・実施を求めることができるものとする。
イ 市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善期限を
経過しても改善されない場合、市は、設計・工事請負契約を解除することがある。

6 その他事業実施に際して必要な事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、設計・工事請負契約書に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

7 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに設計・工事請負契約書の規定に従い次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の実施する業務内容が、事業提案書及び入札説明書等に規定する要求水準を満たさない場合、設計・工事請負契約書で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善計画の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、設計・工事請負契約を解除することができる。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

設計・工事請負契約書に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、設計・工事請負契約を解除することができる。

この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は不可抗力等による履行不能の範囲において、履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、市及び事業者は当該不可抗力等の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めるものとする。

第9 提出書類

1 入札参加資格審査前に入札手続きに関する提出書類

閲覧・貸与資料を希望する場合には、申込時及び廃棄時に次の書類を提出すること。

閲覧・貸与資料交付申込書	(様式 1-1)
秘密保持誓約書	(様式 1-2)
閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書	(様式 1-3)

入札説明書等に関して、質問がある場合には、電子メールにて提出すること。

入札説明書等に関する質問書	(様式 1-4)
---------------	----------

官民対話に参加する場合には、電子メールにて提出すること。

官民対話参加申込書	(様式 1-5)
-----------	----------

2 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類

(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格証明書等は、3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

「別紙1 橘小学校等複合化整備事業共同企業体取扱要領」に基づく「第1号様式 橘小学校等複合化整備事業共同企業体協定書（分担実施方式）」又は「第2号様式 橘小学校等複合化整備事業共同企業体協定書（分担共同実施方式）」については、その他必要書類を添付したものを1部提出すること。

表紙	(様式 2)
入札参加表明書	(様式 2-1)
委任状 ※代表企業への委任	(様式 2-2)
入札参加資格確認申請書兼誓約書	(様式 2-3)
入札参加者構成表	(様式 2-4)
橘小学校等複合化整備事業共同企業体協定書（分担実施方式）	第1号様式
橘小学校等複合化整備事業共同企業体協定書（分担共同実施方式）	第2号様式
添付資料提出確認書	(様式 2-5)
暴力団対策に係る誓約書	(様式 2-6)

【様式 2-5 における添付資料】

構成員は、様式 2-5 を参照の上、資格審査書類（資格証明書及び次の各書類をいう。）のうちそれぞれが提出対象者であるものを市に提出すること。

	書類名	提出対象者	様式
1	会社概要	全ての構成員	任意
2	名古屋市の納税証明書	全ての構成員	任意
3	消費税及び地方消費税の納税証明書	全ての構成員	任意
4	商業登記簿謄本（現在事項証明書）	全ての構成員	任意

A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計業務を行う者及び 工事監理業務を行う者	任意
B	第4の1(4)ア(ウ)に定める配置予定の技術者の資格、実績等を証する書類	設計業務を行う者	任意
C	第4の1(4)ア(エ)に定める設計の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)	設計業務を行う者	任意
D	特定建設業の許可を証する書類	施工業務を行う者	任意
E	第4の1(4)イ(ウ)に定める配置予定の技術者の資格、実績等を証する書類	施工業務を行う者	任意
F	第4の1(4)イ(エ)に定める建築工事の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)	建設業務、既存施設の解体・撤去等業務を行う者	任意
G	第4の1(4)ウに定める配置予定の技術者の資格、実績等を証する書類	工事監理業務を行う者	任意
H	第4の1(4)ウに定める設計の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)	工事監理業務を行う者	任意

注) 実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と入札参加者の名称が異なる場合、その実績が、入札参加者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類(様式任意)も提出すること。

(2) 入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類

入札参加資格審査結果通知の後、必要に応じて次の書類を3部(正本(押印したもの)1部、副本(正本の写し)2部)提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

参加資格がないと認めた理由の説明要求書	(様式2-7)
構成員の変更申請書兼誓約書	(様式2-8)

3 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に入札参加を辞退しようとする場合には、事業提案書の受付締切日までに、次の書類を1部提出すること。

入札辞退届	(様式3-1)
-------	---------

4 入札時の提出書類

入札時の提出書類は、次のとおりである。詳細は、様式集を参照すること。

入札全般に関する提出書類	(様式4~4-3)
入札価格に関する提出書類	(様式5-1~5-3)
入札価格の内訳に関する提出書類	(様式6~6-3)
提案内容(入札価格を除く。)評価の審査に関する提案書	(様式7~7-3-3)
施設計画書(図面集等)	(様式8~8-17)
提案概要書	(様式9~9-1)

第10 その他

1 情報の提供

本事業に関する情報提供を市公式ウェブサイトにおいて随時行う。

2 設計・工事請負契約に違反した場合の取扱い

設計・工事請負契約締結後、契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

3 問合せ先

名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課

(名古屋市役所東庁舎6階)

住所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-3226

メールアドレス：a3226@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

市公式ウェブサイト：<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000124718.html>

※ 入札説明書等の内容について、電話での直接回答は行わない。